

青森県環境影響評価条例の対象事業の規模要件（概要）

※令和7年7月1日以降適用

事業の種類	第1種事業	第2種事業
1 道路		
国道、県道、市町村道等	4車線以上・長さ10km以上	4車線以上・長さ5km～10km
林道	幅員6.5m以上・長さ20km以上	幅員6.5m以上・長さ10km～20km
トンネルの建設	2車線以上・掘削量50万m ³ 以上	
2 ダム、堰、河川工事		
ダム、堰	貯水面積100ha以上	貯水面積50ha～100ha
湖沼開発、放水路	土地改変面積100ha以上	土地改変面積50ha～100ha
3 鉄道、軌道		
普通鉄道・軌道	長さ10km以上	長さ5km～10km
トンネルの建設	掘削量50万m ³ 以上	
4 飛行場		
滑走路の新設	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,250m～2,500m
滑走路の延長	延長500m以上	延長250m～500m
5 発電所		
水力発電所	出力3万kW以上	出力1.5万kW～3万kW
火力発電所	出力15万kW以上	出力7.5万kW～15万kW
地熱発電所	出力1万kW以上	出力0.5万kW～1万kW
風力発電所	出力1万kW以上	出力0.75万kW～1万kW
太陽電池発電所	出力2万kW以上	
6 廃棄物処理施設		
焼却施設	焼却能力1日100t以上	
し尿処理施設	処理能力1日100kL以上	
P C B 処理施設	すべて	
最終処分場	すべて	
7 公有水面の埋立干拓	面積50ha超	面積25ha～50ha
8 土地区画整理事業	面積100ha以上（山林原野50ha以上）	面積50ha～100ha
9 新住宅市街地開発事業	面積100ha以上（山林原野50ha以上）	面積50ha～100ha
10 工業事業場用地造成事業	面積50ha以上（工業専用地域100ha以上）	面積50ha～100ha（工業専用地域）
11 新都市基盤整備事業	面積100ha以上（山林原野50ha以上）	面積50ha～100ha
12 流通業務団地造成事業	面積100ha以上（山林原野50ha以上）	面積50ha～100ha
13 宅地造成事業	面積100ha以上（山林原野50ha以上）	面積50ha～100ha
14 農用地造成事業	面積100ha以上（山林原野50ha以上）	面積50ha～100ha
15 工場・事業場		
排ガス量	20万m ³ /h以上	10万m ³ /h～20万m ³ /h
排水量	平均1万m ³ /日以上	平均0.5万m ³ /日～1万m ³ /日
下水污泥の焼却施設	焼却能力1日100t以上	
16 畜産施設		
牛	飼育数3,000頭以上	飼育数1,500頭～3,000頭
豚	飼育数3万頭以上	飼育数1万頭～3万頭
鶏	飼育数100万羽以上	飼育数30万羽～100万羽
17 ゴルフ場・レクリエーション施設等		
ゴルフ場	9ホール以上	
レクリエーション施設等	面積50ha以上	面積25ha～50ha
18 土石の採取	面積50ha以上	面積25ha～50ha
19 建築物の新築	高さ100m以上	高さ50m～100m